

令和2年4月10日

関係各位

株式会社 メッツ研究所
代表取締役 枝松克巳

法律に基づく『緊急事態宣言』の外出自粛要請への対応

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社では、これまで新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止に向けた対応として時差出勤を実施してまいりましたが、法律に基づく『緊急事態宣言』の外出自粛要請を受け、次の取り組みを行います。

<感染拡大防止の取り組み>

- ①外出を抑制するため、可能な従業員にテレワーク（在宅勤務）を実行させます。
- ②事務所内の人数を通常時の50%に抑制することを目標に、交代出勤制を導入します。
- ③対面の会議・打合せは自粛し、主に電話会議、テレビ電話会議とします。
- ④外務省発表の感染危険情報「レベル2以上」の地域への出張を中止します。
- ⑤手洗い・咳エチケットなど基本的な感染予防策を徹底します。

テレワークの実施に伴い、従業員が社内に不在の時など、電話が直接本人につながらない場合もございます。また、パソコンおよびインターネット環境の変化に伴う作業効率の低下も一時的に見込まれますが、関係者の皆様と相談、調整を図り、安定した業務遂行に努めます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上